

# 2020 年度新歓期勧誘に関する規制

2020 年 2 月 28 日

(起案：新歓実行委員長 北村菜々)

第 1 章 総則(1 条・2 条)

第 2 章 勧誘行為

第 1 節 禁止規定(3 条-6 条)

第 2 節 許可規定(7 条・8 条)

第 3 節 罰則(9 条)

第 3 章 特定の日のみに適用される禁止行為(10 条・11 条)

附則

## 第 1 章 総則

---

(趣旨)第 1 条

本規則は 2020 年度新歓期における禁止行為を定めるものである。

(定義)第 2 条

1. 勧誘行為とは、各種課外自主活動団体(以下、団体)が本学生に対し自らの団体を周知又は活動の再活性化を図る意思を持って、自らの団体の情宣を行う若しくは本学生の情報を得る等の行為をいう。
2. 本規制における新歓運動期とは、2020 年 3 月 23 日から 2020 年 5 月 31 日までの期間を示す。

## 第 2 章 勧誘行為

---

### 第 1 節 禁止規定

(禁止行為) 第 3 条

団体は、下記に挙げる項目について当てはまる行為を行ってはならない。

1. 営利目的や宗教勧誘、思想的洗脳などの恐れのあるビラ、アンケートの配布
2. 新入生の氏名・学部・学内アドレス以外の連絡先の交換。但し、LINE@の使用は認める
3. 飲食の提供
4. 机付きベンチ等学校備品の移動

5. オリター・エンターによる誘導の下にある新入生に対し、過度な勧誘を行うこと又は、オリター・エンターによる新入生への指示及び誘導を妨害すること
6. 移動中の新入生を足止めする勧誘行為
7. TOEIC 及び TOEFL 等テスト実施 20 分前以降、テスト終了時刻までの勧誘行為
8. 健康診断の妨げとなる行為
9. ウェルカムフェスティバル開始以前の勧誘行為
10. その他団体企画実施要項及び企業協賛ガイドラインに規定された禁止事項
11. 新歓実行委員会企画の妨げとなる行為
12. その他新歓実行委員会が不適切であると判断する行為

#### (勧誘禁止場所) 第 4 条

団体は下記の場所における勧誘行為を行ってはならない。但し、本規定は施設管理者による許可を得た団体又は新歓実行委員会に対し、施設管理者より要請のある団体に関してその許可又は要請を妨げない。

#### 衣笠キャンパス

1. 教室内
2. 生協食堂を含む施設内
3. 建物入口前及び階段
4. 正門付近
5. 東門付近
6. 南門付近
7. 清心門付近
8. 尽心門付近
9. 明学門付近
10. バスプール
11. 特定屋外喫煙場所
12. その他通行の妨げになる場所

#### びわこ・くさつキャンパス

1. 教室内
2. 食堂及びテラスを含む施設内
3. 建物入口前及びユニオンスクエア、若しくはリンクスクエア入口を含む階段付近
4. プリズムハウスピロティ
5. バス停付近

6. 正門付近
7. 東門付近
8. その他通行の妨げになる場所

大阪いばらきキャンパス

1. 教室内
2. OICcafeteria 内及び出入り口付近
3. 施設内
4. 防災公園(岩倉公園)
5. A 棟南側出入口付近
6. その他通行の妨げになる場所

※A 棟、OICcafeteria 間に関しては、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 4 月 4 日までの 4 月 2 日を除く 3 日間の 11:30～13:00 までビラ配布・新入生の通行の妨げとなる行為を禁止とする。

#### (ビラ) 第 5 条

新入生に対し配布するビラに関し下記を掲載禁止項目とする。

1. 個人が所有する連絡先。但し、団体代表者もしくは新歓担当者の学内アドレス及び団体が所有する連絡先は認める。
2. 中央事務局特別事業部に対して申請されていない企業協賛又は企業協賛ガイドラインに反する掲載

#### (掲示板の利用) 第 6 条

団体は、団体情宣のビラに関して構内掲示板を利用する場合、掲示板 1 枚につき A4 判 1 枚を超える面積のビラの掲出を行ってはならない。また、びわこ・くさつキャンパスにおいては、中央事務局への申請をしていないビラの掲出を行ってはならない。

## 第 2 節 許可規定

#### (勧誘行為団体) 第 7 条

下記の団体に関してのみ勧誘行為を認め、その他有志団体による勧誘行為及び学外ビラ配布及び企業広告は禁止する。

1. 立命館大学学友会所属団体
2. プロジェクト団体
3. その他大学が公認している団体

(個人情報) 第 8 条

勧誘行為をする団体は新入生に関する情報に関して以下の情報のみ得ることが出来る。

1. 新入生氏名
2. 新入生が所属する学部
3. 新入生が所有する学内アドレス

**第 3 節 罰則**

(通則) 第 9 条

禁止規定に挙げる勧誘行為を行った団体は、ビラ配布禁止・撤収・呼び出し・違反団体名掲出等の警告を行い、厳しい処置を執る。

**第 3 章 特定の日のみに対応される禁止行為**

---

(通則) 第 10 条

2020 年 3 月 31 日及び 4 月 2 日に関して第 2 章第 1 節に追加して禁止行為を定める。

(2020 年 3 月 31 日及び 4 月 2 日の扱い)第 11 条

2020 年 3 月 31 日及び 4 月 2 日において、団体は勧誘行為及びビラ配布行為を終日行っていない。

**附則**

---

1. 本規制は、新歓実行委員会によって承認された日時を以て、その効力を発し、2020 年 5 月 31 日をもって消滅するものとする。
2. 本規制は、本学構内及び入学式挙行場所(京都市勧業館 みやこめっせ)においてのみその効力を発揮する。